

[事案 19-6] 契約無効確認請求

- ・平成 19 年 6 月 7 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 4 月 30 日 裁定終了

< 事案の概要 >

営業担当者から元本保証と言われ一時払年金保険（米ドル建て）に加入したが、元本保証ではなかったので、契約を取り消して保険料を返還して欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

営業担当者より、「日本円で元本保証の商品で金利も銀行よりも良い」等の説明を受け、平成 18 年 11 月に一時払年金保険（米ドル建て）に加入したが、実際は元本保証の商品ではなかった。また、契約時には「ご契約のしおり・約款」は受け取っておらず、外貨建ての商品であることも契約締結後に知った。契約に当たり嘘の説明があり、それを信じて加入したもので、詐欺により保険契約を取り消し、払込保険料(約 2 3 5 万円)の返還を求める。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、申立人は、契約申込みに当たり保険商品の内容について理解のうえ加入していただいたと認識することが出来、申立人の要求には応じることは出来ない。

- (1) 契約申込手続き時に、営業担当者は「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」、「保険設計書」、「ご契約内容(契約概要)」、「パンフレット」にて保険商品の仕組み・為替リスク(為替相場の変動による価格変動リスク)にもとづいて説明し、それらを交付した。特に、為替リスクについては、事前に保険設計書の「年金原資交換シュミュレート」を用いて説明を行った。

また申立人は、契約申込にあたり、為替レートの水準を意識した上で保険料の入金をしていることから、契約当初から為替リスクがあることを正確に把握されていたものと認識している。

なお、約款交付については、申込手続き時に営業担当者が車に置き忘れてしまったため、取りに行ってくる旨申立人に告げたところ、申立人から「今度でいい」との言葉をいただいたため後日持参したが受け取っていただけず、約 1 カ月後にあらためて送付した。

- (2) 営業担当者は、同保険商品は一時払保険料について据置期間終了までは固定金利で運用されることから、US ドルで払い込んだ保険料に対して同一通貨である US ドルであれば据置期間満了時の 3 年後には増加しますと説明はしているが、円貨に換算した場合においても元本保証となるという説明はしていない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人、保険会社から提出された書面および営業担当者、申立人双方からの事情聴取にもとづいて審理を行った。審理を進めていく中で、保険契約締結前に営業担当者がどのような書面を提示・交付して、保険内容を説明したかについて争いがあったが、「商品パンフレット」と「積立利率のお知らせ」については、申立人においても契約締結前に営業担当者より提示され説明を受けたことを認めていることから、2つの書面が契約締結前の説明に使用されたことを前提に検討を行った結果、

下記事情から、営業担当者による詐欺の事実を認定することはできず、本件申立てには理由がないと判断し、生命保険相談所規程第40条にもとづき、裁定書によりその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

- (1) 商品パンフレットには、保険料および年金の支払いは各国通貨建てで行うものであること等が記載されており、為替リスクとして、為替相場の変動により年金受取額が支払った保険料額を下回る場合があることが記載されている。

また、「積立利率のお知らせ」には、米ドル建て・ユーロ建て・豪ドル建て・円建ての据置期間に対応する積立利率や、為替リスクについて記載されている。

一般に、営業担当者が、このような書面を示して保険内容を説明する場合に、外貨建てであることや為替リスクを説明せずに、日本円で元本保証の商品であると説明するとは考え難い。

- (2) 申立人が、保険契約締結直後に渡されたと主張する設計書には(保険会社は契約締結前に交付したと主張)、一時払保険料が20,000USドルで、その円換算額が2,351,000円であること、適用利率が年4.43%の場合に年金原資は22,096.76USドルであることが記載されているが、このいずれの記載に対しても申立人が、手書で丸や四角で囲む印を付しており、同人が各数字を確認したことが窺われる。

また、設計書の年金原資が22,096.76USドルの記載に対し、申立人は手書で「(保障)」と書込み、年金原資は22,096.76USドルであることを確認している。さらに、申立人は営業担当者に指示し、換算為替レートが1USドル119円の場合に年金額4,463USドルと年金額累計22,315USドルが日本円でいくらになるかを、設計書に「年金119円の時531,097円2,655,485円」と手書させている。

これらの記載からすると、申立人は本件保険が外貨建てで、日本円の受領額は換算為替レートにより異なることを認識したことが窺える。